



鳥取県公報

平成13年6月19日(火)
第7291号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	結核予防法による医療機関の指定 (380) (健康対策課) 1
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (381) (") 1
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (382) (県民活動推進課) 2
	土地改良区の役員の就退任 (2件) (383・384) (耕地課) 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (385) (") 5
	土地区画整理組合の解散の認可 (386) (都市計画課) 5
	開発行為に関する工事の完了 (387) (") 5
教委規則	鳥取県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を 改正する規則 (9) (総務福利課) 6
	鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 (10) (高等学校課) 7
正 誤	平成13年3月23日付鳥取県規則第5号中訂正..... 7
	平成13年6月1日付鳥取県地方労働委員会告示第1号中訂正..... 8

告 示

鳥取県告示第380号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第2条の6第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年6月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
岩本医院	米子市尾高3040 - 5	平成13年5月1日
医療法人社団野口内科クリニック	米子市角盤町四丁目5	"
堀内歯科医院	鳥取市西品治817 - 5	平成13年6月1日
ナガイ薬局境港店	境港市米川町196 - 3	平成13年4月27日

鳥取県告示第381号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第2条の6第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとお

り告示する。

平成13年6月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞退年月日
岩本医院	米子市尾高3040 - 5	平成13年4月27日
野口内科	米子市角盤町四丁目5	平成13年5月1日
堀内歯科医院	鳥取市西品治817 - 5	平成13年5月31日

鳥取県告示第382号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成13年8月8日までの間、鳥取県生活環境部県民活動推進課において公衆の縦覧に供する。

平成13年6月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 申請のあった年月日

平成13年6月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふるさと文化研究会

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

渡部 早苗

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市賀露町南五丁目2433 - 5

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

本会は、ふるさとにおける文化を研究し、歴史、文化、自然にわたる生活環境をよりよくすることに関心がある人々に対して、ふるさとについて考える教室、調査研究及び啓発事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第383号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり仙津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年6月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 佐々木 昌 弘 東伯郡東郷町大字野方176

” 森 田 和 史 東伯郡東郷町大字川上851

” 森 田 雅 敏 東伯郡東郷町大字川上827

” 森 田 和 行 東伯郡東郷町大字川上949

- ” 清 水 彰 人 東伯郡東郷町大字中興寺334 - 5
” 森 田 守 東伯郡東郷町大字川上942 - 3
” 谷 口 憲 昭 東伯郡東郷町大字小鹿谷183 - 4
” 深 田 行 則 東伯郡東郷町大字宮内92
” 福 本 浩 文 東伯郡東郷町大字宮内142
” 土 井 繁 美 東伯郡東郷町大字方地932
” 伊 藤 充 東伯郡東郷町大字方地982
” 福 原 正 治 東伯郡東郷町大字漆原297
” 河 本 幸 寛 東伯郡東郷町大字旭102
” 川 本 哲 也 東伯郡東郷町大字漆原276
” 山 下 征 夫 東伯郡東郷町大字旭44
監 事 伊 田 徳之輔 東伯郡東郷町大字龍島531
” 中 山 一 男 東伯郡東郷町大字別所140
” 宮 本 昇 東伯郡東郷町大字松崎601 - 1

平成13年5月26日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理 事 谷 口 憲 昭 東伯郡東郷町大字小鹿谷183 - 4
” 福 本 浩 文 東伯郡東郷町大字宮内142
” 土 井 繁 美 東伯郡東郷町大字方地932
” 佐々木 昌 弘 東伯郡東郷町大字野方176
” 清 水 彰 人 東伯郡東郷町大字中興寺334 - 5
” 森 田 守 東伯郡東郷町大字川上940 - 4
” 中 山 一 男 東伯郡東郷町大字別所140
監 事 森 田 和 行 東伯郡東郷町大字川上949
” 山 下 征 夫 東伯郡東郷町大字旭44

平成13年5月27日就任 任期4年

鳥取県告示第384号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北条町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年6月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

- 理 事 谷 本 春 蔵 東伯郡北条町曲844
” 宇田川 義 徳 東伯郡北条町島641 - 3
” 岸 田 喜代治 東伯郡北条町土下196
” 吉 岡 儀 重 東伯郡北条町国坂190
” 野 田 久 良 東伯郡北条町土下226 - 8
” 大 田 英一郎 東伯郡北条町弓原379
” 村 尾 光 雄 東伯郡北条町田井257
” 石 川 正 行 東伯郡北条町江北1658 - 1

- " 岡 崎 勸 東伯郡大栄町大字六尾174
- " 牧 田 敏 雄 東伯郡北条町下神626
- " 森 本 忠 明 東伯郡北条町北尾411
- " 谷 口 正 廣 東伯郡北条町国坂1498 - 2
- " 岡 野 保 東伯郡北条町江北574
- " 東 地 貞 則 東伯郡北条町島694
- " 田 熊 勇 東伯郡北条町米里320 - 1
- " 坂 野 信 政 東伯郡北条町江北2080
- " 茂 藤 彰 壽 東伯郡大栄町大字原823
- " 岩 本 晃 東伯郡北条町弓原622
- " 池 田 国 昭 東伯郡北条町江北2591
- " 永 田 博 則 東伯郡大栄町大字東園351
- " 山 崎 文 雄 東伯郡北条町国坂542 - 1
- " 清 水 進 一 東伯郡大栄町大字西園1104
- " 根 鈴 豊 和 東伯郡北条町松神764
- " 松 本 昭 夫 東伯郡北条町江北671
- 監 事 玉 井 諄之介 東伯郡北条町松神839
- " 磯 江 恵之輔 東伯郡北条町江北658
- " 前 田 正 雄 東伯郡大栄町大字六尾409

平成13年4月27日退任

就任した役員の名氏及び住所

- 理 事 宇田川 義 徳 東伯郡北条町島641 - 3
- " 岸 田 喜代治 東伯郡北条町土下196
- " 吉 岡 儀 重 東伯郡北条町国坂190
- " 別 所 正 徳 東伯郡北条町弓原605
- " 野 田 久 良 東伯郡北条町土下226 - 8
- " 大 田 英一郎 東伯郡北条町弓原379
- " 村 尾 光 雄 東伯郡北条町田井257
- " 田 熊 偉 雄 東伯郡北条町米里313
- " 石 川 正 行 東伯郡北条町江北1658 - 1
- " 牧 田 敏 雄 東伯郡北条町下神626
- " 森 本 忠 明 東伯郡北条町北尾411
- " 谷 口 正 廣 東伯郡北条町国坂1498 - 2
- " 岡 野 保 東伯郡北条町江北574
- " 坂 野 信 政 東伯郡北条町江北2080
- " 茂 藤 彰 壽 東伯郡大栄町大字原823
- " 永 田 博 則 東伯郡大栄町大字東園351
- " 山 崎 文 雄 東伯郡北条町国坂542 - 1
- " 田 中 則 重 東伯郡北条町曲690
- " 前 田 正 雄 東伯郡大栄町大字六尾409
- " 清 水 進 一 東伯郡大栄町大字西園1104
- " 榊 田 完 二 東伯郡北条町江北2569
- " 岩 垣 廣 忠 東伯郡北条町島582

” 鈴 本 泰 典 東伯郡北条町松神837 - 1
” 松 本 昭 夫 東伯郡北条町江北671
監 事 生 原 恭 二 東伯郡大栄町大字六尾407
” 玉 井 諄之介 東伯郡北条町松神839
” 磯 江 恵之輔 東伯郡北条町江北658
平成13年4月28日就任 任期4年

鳥取県告示第385号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大鴨土地改良区の定款の変更を平成13年6月12日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成13年6月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第386号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定に基づき、竹内町大林土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年6月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 事業施行期間
平成10年8月25日から平成13年3月31日まで
- 2 施行地区の区域
境港市竹内町字大林の一部
- 3 設立認可の年月日
平成10年8月18日
- 4 解散認可の年月日
平成13年6月14日

鳥取県告示第387号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成13年6月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成11年12月24日 鳥取県指令都計3 - 3第2号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東伯郡東伯町大字槻下字下斉尾、字上斉尾及び字千駄山
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東伯郡東伯町大字徳万591 - 2
東伯町土地開発公社
理事長 米田 義人

教育委員会規則

鳥取県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年6月19日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第9号

鳥取県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和62年鳥取県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(設立許可の申請)</p> <p>第2条 民法第34条の規定により公益法人の設立の許可を受けようとする者（以下「設立者」という。）は、設立許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 設立者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（設立者が法人（国若しくは地方公共団体、公益法人又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）を除く。）である場合は、当該法人の登記簿の謄本）</p> <p>(7)～(13) 略</p> <p>(業務、財産状況等の報告)</p> <p>第5条 公益法人は、毎事業年度の開始の日（事業年度の定めのない公益法人にあっては、1月1日）から3月以内に、業務・財産状況等報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前事業年度（事業年度の定めのない公益法人にあっては、前年。以下同じ。）の事業報告書並びに収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(設立許可の申請)</p> <p>第2条 民法第34条の規定により公益法人の設立の許可を受けようとする者（以下「設立者」という。）は、設立許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 設立者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（設立者が法人である場合は、当該法人の登記簿の謄本）</p> <p>(7)～(13) 略</p> <p>(業務、財産状況等の報告)</p> <p>第5条 公益法人は、毎事業年度の開始の日（事業年度の定めのない公益法人にあっては、1月1日）から3月以内に、業務・財産状況等報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前事業年度（事業年度の定めのない公益法人にあっては、前年。以下同じ。）の事業報告書及び収支決算書</p> <p>(2)～(4) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年6月19日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第10号

鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和30年鳥取県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区 分		通学区域		区 分		通学区域	
全日 制課 程	普通 学科	略	米子市、境港市、西 伯郡及び日野郡並び に東伯郡のうち赤碕 町	全日 制課 程	普通 学科	略	米子市、境港市、西 伯郡及び日野郡並び に東伯郡のうち赤碕 町
		米子東高等学校 米子西高等学校 境高等学校				米子東高等学校 米子西高等学校 境高等学校 根雨高等学校	
	略				略		
略				略			
備考 略				備考 略			

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

正 誤

平成13年3月23日公布の鳥取県規則第5号（民有林に係る開発行為の許可及び保安林の指定等に関する規則）
中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 行	誤	正
6 12	第21条	第22条
" 13	第22条	第23条
9 8	あつては、	あつては
10 11	聴取は	聴取は、

11	4	第4条	第3条
"	8	第4条	第3条
12	1	第5条	第4条
13	1	第6条	第5条
"	5	第6条	第5条
"	23	第7条	第6条
"	27	第7条	第6条
14	20	第7条	第6条
"	24	第7条	第6条
15	16	第8条	第7条
"	20	第8条	第7条
16	16	第9条	第8条
"	20	第9条	第8条
17	17	第9条	第8条
"	21	第9条	第8条
18	20	第10条	第9条
"	21	林地開発行為者住所等異動届	林地開発者住所等異動届
"	25	第10条	第9条
19	13	第11条	第10条
"	17	第11条	第10条
20	3	第12条	第11条
"	7	第12条	第11条
"	下から10	第13条	第12条
"	下から6	第13条	第12条

平成13年6月1日付鳥取県地方労働委員会告示第1号（地方労働委員会のあっせん員候補者の氏名、閲歴等について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
2	1	石田善昭	石田喜昭
"	7	鳥取県職員連合組合中央執行委員長	鳥取県職員連合労働組合中央執行委員長
"	下から9	鳥取市	倉吉市